

## 出席停止となる感染症一覧

- 出席停止となる感染症と診断された際には、学校へご連絡ください。
- 出席停止の際は、保健室から「出席停止のお知らせ・疾病治癒報告書」を出します。
- 医師の指示のもと、出席停止期間を守るようご協力お願いします。
- 再登校の際に、児童に疾病治癒報告書(保護者記入)を持たせてください。

第 一 種	エボラ出血熱 クリミアコンゴ出血熱 痘そう、南米出血熱 ペスト、マークブルク病 ラッサ熱、ジフテリア 急性灰白髄炎（ポリオ） 重症性呼吸器症候群 鳥インフルエンザ	完治するまで
第 二 種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては、3日）を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふく）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主症状が消失後2日を経過するまで
第 三 種	結核	治癒するまで
	コレラ、細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス、パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 *その他の感染症（例示） ヘルパンギーナ 手足口病 伝染性紅斑（りんご病） 溶連菌感染症 感染性胃腸炎 マイコプラズマ感染症 単純ヘルペス感染症	学校医その他の医師において伝染の恐れがないと認めるまで